

アクセラレーションプログラム事業業務委託に係る企画提案公募要領

本業務は、実証実験を実施したスタートアップ企業等を対象に、専門家による助言・指導、他企業とのマッチング支援などの成長を加速化するプログラム(以下「アクセラレーションプログラム」という。)を提供することにより、スタートアップ企業の県内での事業定着・事業拡大の促進を図るとともに、ひいては革新的なスタートアップ企業の創出により県全体のイノベーションの促進につなげることを目指すものである。

1 委託業務の概要

(1) 業務内容

別紙「アクセラレーションプログラム事業業務委託仕様書」のとおり

(2) 業務委託期間

委託契約締結日 ～ 令和7年3月31日(月)

(3) 委託料上限額

15,271,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

- ・応募に要する経費は含まない。(提案者の負担とする)
- ・選定された事業者に対しては、企画提案に基づき内容を調整の上、再度見積書の提出をお願いする。

2 応募資格

次のいずれにも該当する法人とします。

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号(一般競争入札の参加者の資格に関する規定)に示される者に該当しないこと。
- ・本委託業務の遂行に支障がない体制が整えられていること。
- ・「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってはその役員が暴力団員でないこと。

3 質問方法及び質問送付先

本企画提案に対し質問がある場合には、質問書(様式8号)に記載の上、FAX又はメールにてお問い合わせください。

(1) 受付期限 令和6年5月24日(金) 午後5時まで

(2) 提出先 山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課

FAX: 055-223-1560

E-mail: startup@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問者に回答するとともに、スタートアップ・経営支援課ホームページに掲載します。

4 参加申込書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書（様式1号）」をFAX又はメールにより提出してください。

(1) 提出期限 令和6年5月31日（金）午後5時まで

(2) 提出先 上記3（2）と同様

5 企画提案書類の提出

(1) 企画提案書類

企画提案書類として次の書類5部（正本1部、副本4部）を提出する。

- ① 応募書（様式2号）
- ② 法人概要等整理表（様式3号）
- ③ 企画提案書（様式4号を表紙とし、提案書本体を任意様式により作成）
- ④ 専属メンター及び外部専門家候補の概要等（様式5号）
- ⑤ 見積書（様式6号）（積算内訳を添付）
- ⑥ 誓約書（様式7号）
- ⑦ 法人概要が把握可能な書類（パンフレットなど）
- ⑧ 登記簿謄本の写し（3ヶ月以内）
- ⑨ 財務諸表の写し（直近のもの）
- ⑩ 事業の一部について再委託を予定している場合は、再委託先の概要が記載されたパンフレット等
- ⑪ その他参考となる資料（適宜）

(2) 企画提案書本体（任意様式）の記載事項

- ① 実施体制等
 - ・ 今回の業務に関する基本的な考え方
 - ・ 業務実施体制・専門家派遣体制
 - ・ 想定されるスケジュール
- ② 主な支援実績
 - ・ スタートアップ支援に係る実績
 - ・ 起業家、投資家向けイベントに係る実績
 - ・ 他自治体等と連携（委託業務の受託）した支援実績
- ③ 事業者への支援方法等

「アクセラレーションプログラム事業業務委託仕様書」に基づき、具体的な支援内容等を記載すること。

 - ・ アクセラレーションプログラム（メンタリング、目標設定・支援計画の作成、レクチャー等）について

- ・スタートアップの募集、選考について
- ・起業家、投資家等向けイベント（成果報告会）について
- ④ 県内での事業定着・事業拡大に関すること
 - ・県内での事業定着・事業拡大に向けて、県内企業とのマッチング支援や協業支援等について記載すること。
- ⑤ 関係機関等との連携に関すること
 - 効果的な業務実施に向けた、県内外の関係機関やスタートアップ支援拠点等との連携に関する考え方について記載すること。
- ⑥ その他
 - その他、アピールしたい事項、本業務に関する提案等があれば自由に記載すること。

(3) 提出方法

山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課まで郵送または持参（県庁別館3階）してください。

① 宛先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課

② 受付時間（持参の場合）

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く）

③ 提出期限

令和6年6月7日（金）午後5時まで（必着）

④ 提出書類について

応募や審査などで申請者から提出された書類は返却しません。

また、書類等を受け付けた後、必要に応じて追加説明資料の提出を求められることがあります。

6 選定方法

(1) 審査・選定方法

企画提案書類一式により、複数の審査員によるプレゼンテーション審査を行い、最も優れた提案者を委託先候補者として選定します。

(2) 審査基準

① 趣旨・目的の理解に関すること（15点満点）

（業務の趣旨・目的を理解し、充実した提案内容となっているか）

② 実施体制等に関すること（15点満点）

（業務遂行能力、業務実施体制、業務実績）

- ・業務を遂行する能力があるか
- ・十分な業務実施体制が確保されているか
- ・過去に、スタートアップ支援に係る実績があるか
- ・過去に、自治体と連携したアクセラレーションプログラムの実績があるか

- ③ 具体的な事業の内容に関すること（４０点満点）
 （アクセラレーションプログラムの内容が、スタートアップ企業の事業定着・事業拡大のための支援となっているか）
 - ・メンター、外部専門家等の選定及び実施する支援は、スタートアップを事業拡大・事業定着に導くものであるか
 - ・起業家・投資家等向けイベント（成果報告会）は、効果に期待できるか
 - ・県内企業との協業やマッチング支援は、効果に期待ができるか 等
- ④ 関係機関等との連携に関すること（１０点満点）
 （県内外の起業・創業支援団体等の関係機関やスタートアップ支援拠点との連携が図れる内容となっているか）
- ⑤ 金額、費用の積算について（５点満点）
 （金額及び費用の積算根拠が社会通念上妥当なものとなっているか）
- ⑥ 総合評価（１５点満点）
 （全体的な整合性や提案内容の評価）

（３）結果の通知

企画提案者に対し、書面をもって選定結果を通知します。

7 契約

（１）委託契約の実施

- ・選定された者を業務の優先交渉者とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、山梨県との交渉で決定します。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については、全て山梨県に帰属します。
- ・事業の再委託は原則禁止とします。ただし、業務を効果的に実施するため、山梨県の了解の下、業務の一部の再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えありません。

（２）委託料の支払い

- ① 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額、支出額を管理することとし、委託業務が終了したときは、「委託業務実績報告書」によりまとめ、山梨県に対して報告することとします。
- ② 山梨県は提出があった「委託業務実績報告書」について、内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定します。
 ※人件費を委託料に含む場合は、人件費の単価の根拠、委託業務に関わった日数や時間、業務の内容がわかる資料を提出すること。
- ③ 山梨県は、検査の結果、当該委託業務が契約の内容に適合すると認めたと

きは、委託業務に要した額と、契約金額とのいずれか低い額を支払います。

8 その他

- ・企画提案に関する説明会はありません。
- ・委託先候補者は、協議の上、山梨県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結します。また、選定された企画提案の内容については、協議の過程で変更・修正する場合があります。
- ・選定された場合には、県の担当職員と緊密な連絡・調整を行いながら事業を進めることとします。
- ・申請に係る連絡先等の個人情報には、適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません（県の産業振興施策に係る情報提供は除く）。
- ・なお、この要領に定める手続きに適合しない場合、又は企画提案書類に虚偽の記載があった場合その提案者の提案は無効とします。

9 スケジュール

(1) 公募開始

令和6年5月15日（水）

(2) 質問受付

令和6年5月24日（金）午後5時まで

(3) 参加申込

令和6年5月31日（金）午後5時必着

(4) 企画提案書提出期限

令和6年6月7日（金）午後5時必着

(5) プレゼンテーション

令和6年6月中旬予定（別途連絡します。）

(6) 結果発表

令和6年6月下旬予定

10 本件に関する問い合わせ

山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課
スタートアップ支援担当

住所：山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL：055-223-1544（直通）

E-mail：startup@pref.yamanashi.lg.jp